



認可物質リストに5物質を勧告 欧州化学品庁

欧州化学品庁 (ECHA) は2014年2月10日、認可物質候補リスト (Candidate List、いわゆるSVHCリスト) へ追加されていた物質のうち5物質について、認可物質に加えることを勧告しました。特に問題がない場合、これらの物質は認可物質に加えられることとなりますが、その日程に関しては欧州委員会が決定することとなります。

認可物質となった場合、その物質の使用に際してはECHAの認可を受ける必要が出てきます。

今回勧告された5物質は、次の通りです。

1. N,N-ジメチルホルムアミド
(CAS番号:68-12-2)
2. アゾジカルボンアミド (CAS番号:123-77-3)
3. アルミノケイ酸塩耐火性セラミック繊維
(CAS番号:-)
4. ジルコニアアルミノケイ酸塩耐火性セラミック繊維
(CAS番号:-)
5. 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール
(CAS番号:140-66-9)

当社ではREACH関連物質の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014年2月10日付 欧州化学品庁ホームページ
化学分析箇所 山本倫大

土壤汚染に係る環境基準の一部改正 について

環境省は平成26年3月20日付けの告示により、環境基本法第16条に基づく「土壤の汚染に係る環境基準について」を一部改正しました。

〈改正の経緯〉

平成25年12月、中央環境審議会土壤農薬部会土壤環境基準小委員会において、土壤環境基準の見直しの検討を行い、意見募集 (パブリックコメント) を経て、平成26年3月3日付けで1,1-ジクロロエチレンの土壤環境基準を「検液1Lにつき0.1mg以下であること」へ見直すことが適当とする答申がなされました。

〈改正の概要〉

「土壤汚染に係る環境基準について」(平成3年8月環境庁告示第46号)の別表「1,1-ジクロロエチレン」の項の環境上の条件について現行の検液1Lにつき「0.02mg以下であること」から「0.1mg以下であること」に改めるものです。

〈施行期日〉

平成26年3月20日

当社では、土壤汚染調査や土壤の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2014年3月20日付 環境省ホームページ
測定技術箇所 野村咲子

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(神戸環境クリーン株式会社/兵庫県)
2. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(JX 金属苫小牧ケミカル株式会社/北海道)

3. [認可物質候補リスト \(SVHC リスト\) に追加する 4 物質を新たに提案 欧州化学品庁](#)
4. [H.24 年度土壤汚染対策法施行状況等に関する調査結果について](#)
5. [廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部改正に対する意見募集について](#)



“放射能測定” においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成24年9月4日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。

